

松阪市東部テニスコート条例

改正後	改正前																									
<p>(使用時間及び使用料)</p> <p><b>第4条</b> 使用時間及び使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、運営上特に支障がない場合は、同表の使用時間を超える使用について1時間(1時間に満たないときは1時間とみなす。)を単位として使用することを認めることができる。</p> <p>2 使用者は、別表に定める額を申請の際納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 35%;">使用時間区分</th> <th style="width: 50%;">使用料(1面当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">テニスコート</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午前11時まで</td> <td style="text-align: center;">410円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前11時から午後1時まで</td> <td style="text-align: center;">410円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後1時から午後3時まで</td> <td style="text-align: center;">410円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後3時から午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">410円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用時間区分	使用料(1面当たり)	テニスコート	午前9時から午前11時まで	410円	午前11時から午後1時まで	410円	午後1時から午後3時まで	410円	午後3時から午後5時まで	410円	<p>(使用料)</p> <p><b>第4条</b> 使用者は、別表に定める額を申請の際納付しなければならない。ただし、教育委員会は、運営上特に支障がない場合は、同表の使用区分を超える時間又は使用区分以外の時間の使用を認めることができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p><b>第6条</b> 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">使用区分</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">月曜日から金曜日まで</td> <td style="text-align: center;">午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで</td> <td style="text-align: center;">1面につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午後の部 午後1時から 午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">1,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全日 午前8時30分から 午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土曜日、日曜日</td> <td style="text-align: center;">午前の部 午前8時30分から</td> <td style="text-align: center;">1面につき</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	使用料	月曜日から金曜日まで	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき	午後の部 午後1時から 午後5時まで	1,100円	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,200円	土曜日、日曜日	午前の部 午前8時30分から	1面につき
使用区分	使用時間区分	使用料(1面当たり)																								
テニスコート	午前9時から午前11時まで	410円																								
	午前11時から午後1時まで	410円																								
	午後1時から午後3時まで	410円																								
	午後3時から午後5時まで	410円																								
	使用区分	使用料																								
月曜日から金曜日まで	午前の部 午前8時30分から 午後0時30分まで	1面につき																								
	午後の部 午後1時から 午後5時まで	1,100円																								
	全日 午前8時30分から 午後5時まで	2,200円																								
土曜日、日曜日	午前の部 午前8時30分から	1面につき																								

改正後	改正前		
<p>備考</p> <p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の30パーセント増（10円未満は、切捨てとする。）とする。</p> <p>2 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。</p> <p>3 使用時間区分以外の時間帯に使用する場合は、使用料は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に200円を乗じて得た額とする。</p>	及び休日	午後0時30分まで	1,430円
		午後の部 午後1時から 午後5時まで	
<p>備考</p> <p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 使用区分を超えて使用する場合又は使用区分以外の時間帯に使用する場合は、使用料は、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に270円を乗じて得た額とする。</p>	全日	午前8時30分から 午後5時まで	1面につき 2,860円